

令和7年 第7回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年7月4日（金） 午後2時00分～午後2時29分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員（29名）

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
		31番 大橋政良	
	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員（5名）

19番 伊藤正覚	25番 服部清和	30番 赤尾浩幸	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男			

5 議事日程

（1）会議録署名委員の指名

（2）報告第5号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

（3）議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

（4）議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

（5）議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

7 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、会計年度任用職員 白木

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

17番 川瀬明久 18番 諏訪博保

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。19番 伊藤委員、25番 服部委員、30番 赤尾委員、32番 加藤委員、33番 伊藤委員より欠席の報告を受けおります。

本日の出席委員は34名中29名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第7回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議長

日程第1 会議録署名委員の指名について、議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議長

異議なしと認めます。よって、17番 川瀬委員、18番 諏訪委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第5号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

報告第5号を説明させていただく前に、修正をお願いします。1ページをご覧ください。

8番の原因日ですが令和7年7月27日、届出日が令和7年6月6日となっておりますが、原因日を平成の7年7月27日に、議案の修正をお願いします。それでは、1ページをご覧ください。

報告第5号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年7月4日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2ページのとおり、10件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議長

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、日程第3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議につ

いて、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

3 ページをご覧ください。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年7月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件6件です。受付番号84番

海津町日原字八剣●●●●番 外1筆、田、計2,106㎡

譲渡人、大垣市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号85番

海津町福江字中無垢里●●●●番、田、1,217㎡

譲渡人、大垣市、●●●●。譲受人、安八郡輪之内町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号86番

南濃町津屋字西園●●●●番 外2筆、田畑、計928㎡

譲渡人、大阪市淀川区、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与

受付番号87番

南濃町庭田字中道南●●●●番 外1筆、田、計453.68㎡

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町庭田、●●●●。申請事由：贈与

受付番号88番

南濃町羽沢字八幡西●●●●番、畑、396㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、愛知県稲沢市、●●●●。申請事由：新規就農

受付番号89番

南濃町太田字大里●●●●番、畑、135㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号84番の案件については32番加藤委員が、89番の案件については33番伊藤委員が欠席されておりますので、事務局で補足説明をお願いします。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号８４番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。譲渡人は、生活資金充
当のため売却し、譲受人は、経営面積を拡大するため取得されるものです。

受付番号８９番の案件について、申請の目的は、贈与です。譲渡人は、農地の管理が困難であ
ることから弟に贈与し、譲受人は、住居に近く耕作に適しているため贈与を受けられるもので、
問題ないと判断しました。

◎議 長

続きまして、受付番号８５番の案件について、１６番 後藤委員お願いします。

◎１６番 後藤委員

受付番号８５番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、担い手として農業経営を拡大する
ため売買されるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号８６番の案件について、２４番 堀田委員及び３５番 寺倉委員です
が、代表して寺倉委員お願いします。

◎３５番 寺倉委員

受付番号８６番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難であることから贈与し、譲受人は、贈与を機会に新規
就農されるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号８７番の案件について、１３番 高木委員お願いします。

◎１３番 高木委員

受付番号８７番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、住居に近くすぐ隣で耕作されてお
り贈与を受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号８８番の案件について、５番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号88番の案件について、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、実家に近く、父の指導を受け耕作するのに適しているため売買で取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年7月4日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号90番

南濃町太田字大里●●●●番、畑、現況 宅地、118㎡。

申請人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅（駐車場・庭）。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津駅がある第3種農地であると判断します。

既に住宅と一体利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じますが、33番伊藤委員が欠席されておりますので、事務局で補足説明をお願いします。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号90番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）です。

申請者は、平成7年ごろにカーポートを設置され、北側の住居と一体で利用されている追認案件で、その是正をされるもので問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

5ページをご覧ください。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年7月4日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件3件、賃貸借案件1件、使用貸借案件1件です。

受付番号91番

海津町高須町字武士小路●●●●番 外1筆、山林、現況畑、計1,403㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号9 2 番

南濃町志津新田字堤西●●●●番 外1筆、畑、計247.22㎡。

譲渡人：大垣市、●●●●。譲受人：大垣市、●●●●。

転用目的：一般個人住宅（駐車場・庭）

この案件の農地区分は、概ね300m以内に美濃津屋駅がある第3種農地であると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号9 3 番

南濃町奥条字上河原●●●●番 外1筆、田、現況畑、計1,021㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：東京都港区、●●●●合同会社。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね500m以内に城山支所がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号9 4 番 賃貸借案件です。

海津町安田新田字八町●●●●番 外1筆、畑、計922㎡。

賃貸人：海津町、●●●●。賃借人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、相当数の街区を形成している第2種農地であると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号9 5 番 使用貸借案件です。

海津町札野字土居縄●●●●番、畑、165㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：愛知県津島市、●●●●。

転用目的：一般個人住宅（駐車場）。

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。被害防除では、整地のみで使用され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号9 1 番について、1 1 番 寺倉委員お願いします。

◎1 1 番 寺倉委員

受付番号9 1 番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事

業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号９２番を、２４番 堀田委員お願いします。

◎２４番 堀田委員

受付番号９２番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は、隣接する西側住宅地と一体利用するため申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号９３番を、３５番 寺倉委員お願いします。

◎３５番 寺倉委員

受付番号９３番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、高齢のため今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号９４番を、２３番 瀬古委員お願いします。

◎２３番 瀬古委員

受付番号９４番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

賃貸人は、今後の維持管理に苦心しており、賃借人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号９５番を、２０番 岡田委員お願いします。

◎２０番 岡田委員

受付番号95番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅（駐車場）です。

使用借人は、隣接する西側住宅地に住居を建築中で、宅地のみでは敷地が狭いことから、一体利用するため申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。それでは、質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 28名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

本日本日の議題としては、すべて終了致しましたが、前回、その他として私から報告させていただいた内容のうち、中村委員からいただいた意見への回答が、一部宿題となっていたかと思えますので、事務局から報告してもらいます。

◎事務局 （後藤事務局長）

それでは報告させていただきます。

前回総会の中で中村委員さんから資料の提供があり、予算の配分や予算案について事前に紹介がなかったのはなぜか。といった質問があったかと思えます。

予算に関しましては、市の予算ということで、地方自治法上は農業委員会および委員に予算の調整や執行に関する権限というのは有しないとされておりますので、この部分につきましては事務局で行う事務という認識でおります。予算案の紹介等は行っておりませんのでよろしくお願いいたします。

それから二つ目に、農業委員・推進委員に対する報酬につきまして、農水省が考える月額平均を4万5000円と公表しており、実際に委員さんに支払われている報酬との間に差があるが、なぜか。といった質問もあったかと思えます。

まず、この国が公表している報酬、月額平均については、農業委員会の農地の最適化活動を支援するために、平成28年度に農地利用最適化交付金というものを国が新たに創設しました。この

際に、報酬に交付金が上乗せされ、そのときに国が想定した委員の報酬額として目指した額となります。ですが、実際にはその報酬額を国は約束したわけでもなく、また、それに見合う交付金が市へ入ってきているわけでもありません。ちなみにこの交付金、農地利用最適化交付金ですけれども前年度の活動実績と成果に応じて、その翌年度に配分されるといった性格の交付金となりまして、国が想定する報酬額に近づくためには、皆さんの最適化活動の日数とか実績をもっと上げていくことも必要となってきます。毎月、事務局から10日以上活動と活動記録の提出を強くお願いしているのは、このためでもあります。

それからもう1点報告させていただきます。総会の日程の中で、その他がなくなり会議中に話し合っているものも議事録として残らないということで、その他日程を復活させてはどうか。といった内容だったかと思います。

総会の日程のその他につきましては、実際にはその他報告になりますが、この4月から報告は日程の番号を取って、主に3条の3の報告ですが報告事項として、日程の初めに持ってきております。審議予定の議案は番号をつけて審議しているのと同じように、報告につきましても、その他報告と曖昧にするのではなく、番号を取ってこの4月から明確化したというものです。

前回の総会で議論もありましたように、委員提案があれば、事前に文書で提出をいただき、審査の上、必要な提案につきましては、議案番号を取って日程に追加したいと考えております。

また当日でも、委員の3分の1以上の同意があれば、緊急の動議として審議する。このように事務局としては整理をしております。以上です。

◎議 長

はい、そういうことで終わらせて頂きます。

本日予定の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時29分）

議事録署名者

17 番

18 番

議 長